名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託　仕様書

（業務名）

第１条　業務名は「名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託」とする。

（本仕様書の位置づけ）

第２条　本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託」（以下「本業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な基本的内容や留意事項を示したものである。したがって、業務委託契約締結に当たっては、プロポーザルにおける提案内容を踏まえて変更する場合がある。

（履行期間等）

第３条　本業務の履行期間は、契約締結日から令和９年３月 31 日までとする。

２　本事業の対象は、令和９年２月 26 日までに寄附申出書の提出があり、かつ、令和９年３月 31 日までに入金のあった寄附とする。

（業務の目的）

第４条　本業務は、第３期名護市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生の充実のため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附を検討する企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し、本市への寄附を積極的に働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

（業務内容）

第５条　本業務は概ね次のとおりとするが、甲と乙の協議により業務内容を決定する。

⑴　寄附見込企業に対する地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度説明及び本市の寄附活用事業の紹介

⑵　名護市まち・ひと・しごと創生推進事業の広報に係る支援

⑶　定期的な業務の進捗状況報告

⑷　寄附見込企業への事業紹介及び寄附提案

⑸　寄附見込企業とのマッチング後のフォローアップ

⑹　前各号のほか、本市の寄附獲得に資する支援

（業務委託料）

第６条　本業務の委託料の算定は成果報酬型とし、乙が甲に対して寄附見込企業を紹介して寄附の実施に至った場合に、甲は次の算定式で算出した委託料を乙に支払うものとする。なお、委託料には寄附見込企業への働きかけに係る費用も含むものとする。

算定式：寄附金額×委託料率（１円未満の端数は切り捨てとする。）

※　委託料は、上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

※　委託料率の上限は本業務を通じて行われた寄附金額の 20％以内（消費税及び地方消費税別）とする。

（納入成果品）

第７条　本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。
⑴　実績報告書　１部

（納品方法）
第８条　前条の成果品は、令和９年３月１日から３月31日までに名護市企画部に納品すること。

（その他留意事項）
第９条　第１条から前条に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。
⑴　本業務の遂行に当たり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
⑵　本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面で甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
⑶　業務に関する資料等は、全て甲に帰属するものとし、甲の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
⑷　本仕様書に定めのない事業又は本仕様書について疑義の生じた事項については、双方協議の上定めるものとする。